

建設業労働災害防止協会会長 殿

所在地 〒

名称又は氏名

代表者の職・氏名

担当者氏名

電話番号（ - - ）

Fax 番号（ - - ）

令和3年度 間接補助金実績報告書及び精算払請求書

登録番号（C2021- - ）による申請に対する「令和3年度間接補助金交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）を受け、補助対象機械等の経費を支出しましたので、「令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規程」第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求いたします。

記

1 申請者及び補助対象機械等の詳細（裏面注1参照）：電子情報で登録したとおり。

2 補助対象機械等の経費支出額及び支出日（裏面注2参照）

(1) 現金で購入した場合

支出額	円
支出年月日	令和 年 月 日

【建災防記入欄】 ※記入不要 <input type="checkbox"/> 確認済
--

※支出額は、交付決定日から令和4年2月10日までに全額現金（金融機関等振込可）で支払いを完了している必要があります。

(2) ローン契約した場合

契約額	円
総支払回数	回払い
返済等済み額	円
(月額×回数)	(円 × 回分)
(頭金)	(円)

【建災防記入欄】 ※記入不要 <input type="checkbox"/> 確認済
--

※「返済等済み額」は、交付決定日から令和4年1月末までの間に現金で支払った月々のローン返済額の合計を記入してください。頭金がある場合は、その額も含めてください。

※補助対象機械等は、添付の写真のとおり。

3 「交付決定額」及び「建災防への請求金額」（裏面注3参照）

交付決定額 (間接補助金の額)	円
請求金額	円

【建災防記入欄】 ※記入不要 <input type="checkbox"/> 確認済
--

※「納品書」、「請求書」及び「領収書」は、添付の（写）のとおり。

※「交付決定額」は、間接補助金交付決定通知書の「間接補助金の額」を記入してください。

※「請求金額」は、通常「間接補助金の額」と同額になりますが、申請（交付決定）と異なる場合、減額となります。

4 振込先口座（裏面注4参照）：電子情報で登録したとおり。

※申請者名義の振込先金融機関は、添付の通帳等（写）のとおり。

【記入上の注意】

1 (注1)「申請者及び補助対象機械等の詳細」

- ① 当該様式及び以下の添付書類は、令和4年2月10日までに提出すること。
- ② Web登録した対象機械等の変更は、原則として認められないので、特段の事情がある場合は、その旨記載すること。
- ③ 補助対象機械等（更新後の機械等）の情報として次の写真及び書面を必ず添付すること。
 - ・製造者名、型式、更新機数、つり上げ容量、追加安全措置（①遠隔操作機能を有するもの（安全性が確保されているものに限る。）②警報用三色灯を備えているもの）の内容を示す次の写真及び書面
 - ・購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式及び製造番号（シリアル番号）が確認できる写真
 - ・購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンに貼り付けられている「JCAS2209-2018 準抛ステッカー（型式が記載されているもの）が確認できる写真
 - ・購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式・製造番号（シリアル番号）に対応する「JCAS2209-2018 準抛ステッカー」が存在することを明らかにする書面
 - ・購入した過負荷防止装置を備える移動式クレーンに追加安全措置が付されていることを証する書面

2 (注2)「補助対象機械等の経費支出額及び支出日」

(1) 現金で購入した場合

- ① 補助対象経費については、**令和4年2月10日までに**全額現金（金融機関等振込可）で支払いを完了した額であること。
- ② 支出者、支出先、支出年月日、支出額、型式、数量の内訳が記載された請求書、納品書及び領収書等の写しを添付すること。※金融機関による振込等で領収証の無いものは、そこが発行した振込証明書（振込金受取書等の写し）とする。ただし、交付決定の対象となった機械等以外の経費も区分せずに記載されている場合は、支払額の内訳が分かる明細表も添付すること。
- ③ 購入した補助対象機械等は、納品書、請求書及び領収書の記載内容と一致しなければならないこと。

(2) ローン契約した場合

- ① 補助対象経費は、交付決定日から**令和4年1月末までの間**に現金（金融機関等引落・振込可）で支払いを完了した額（頭金を含む）であること。なお、この支払い額には、交付決定の対象となった機械等以外の経費が含まれていないこと。
- ② 間接補助金の額は、間接補助者（申請者）が上記①で支払った額（補助対象経費の上限100万円）の2分の1を限度とし、交付決定を受けた間接補助金の額の範囲内となること。

【例1】 交付決定を受けた間接補助金の額が50万円で、現金による返済等済み額が100万円の場合、交付される間接補助金は、その半分の50万円（補助対象経費100万円の1/2）までとなる。

【例2】 交付決定を受けた間接補助金の額が50万円で、現金による返済等済み額が80万円の場合、交付される間接補助金は、その半分の40万円（補助対象経費80万円の1/2）となる。

【例3】 交付決定を受けた間接補助金の額が50万円で、現金による返済等済み額が0円の場合、間接補助金は交付されない。

- ③ 納品されたことを証明する書類（納品書等）の写しを提出すること。

- ④ 領収書の写しを添付することとし、次のア、イの両方に該当する場合は、それぞれを、どちらか一方の場合は、該当する方だけを添付すること。なお、この額には、交付決定の対象となった機械等以外の経費が含まれていないこと。
 - ア ローン返済料（上記(2)-①の間に現金で支払いが完了した額）の領収書（写）
 - ・銀行引落等の場合は、その年月日、支払先、支払額が記載された通帳等の写しでも可とする。
 - イ 頭金（上記(2)-①の間に現金で支払いが完了した額）の領収証（写）
 - ・銀行振込等で領収証の無いものは、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等の写し）とする。
- ⑤ ローン契約書の写しを添付すること。なお、この契約には、交付決定の対象となった機械等以外のものの契約が含まれていないこと。
- ⑥ 売買契約書の写しを添付すること。なお、車両等販売店等とローン会社等によって当該契約が締結されている場合は、それらから写しを取り寄せて提出する必要がある。
- ⑦ ローン返済料の支払い計画書等（完済、満了までの月々等の料金が記載されたもの）の写しを添付すること。なお、この支払い計画書等の額には、交付決定の対象となった機械等以外の経費が含まれていないこと。
- ⑧ 車検証の写しを添付すること。なお、所有者がローン会社等であっても、車検証上の使用者は、間接補助者（申請者）であること。

3（注3）「間接補助金の額及び請求金額」

- ① 「間接補助金の額」は、「令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金交付額決定通知書」に記載されている「間接補助金の額」を記入すること。
- ② 「請求金額」は、「間接補助金の額」と同額になるが、購入に当たり品数の減、値引き等があった場合、減額されることがあること。
- ③ 「請求金額」は、申請時に提出した見積書の金額を上回った場合であっても、交付決定を受けた「間接補助金の額」を超えることはできないこと。

4（注4）「振込先口座」

- ① 申請者名義の振込先金融機関（金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号、口座名（名義人）等）を確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。
- ② 「振込先の名義人」は、申請者名と同一名義でなければならないこと。